

糸島市「食のパンフレット」制作業務のプロポーザルに係る企画提案仕様書

1 業務名

糸島市「食のパンフレット」制作業務

2 委託期間

契約の日から令和6年12月31日まで

3 履行場所

糸島市内

4 業務目的

2024年の秋から放送が開始されるNHK連続テレビ小説「おむすび」の舞台地の一つに糸島市が選ばれた。食をテーマとした本作品の放送に伴い、糸島市で生産される農畜水産物や加工品、それらにかかわる生産者や製造者、食に関わる歴史、地理的情報など、糸島の食に関することについて一冊で網羅できるパンフレットを制作することで、糸島の食の認知度拡大とイメージアップを図り、糸島産食材の販路拡大に繋げる。

パンフレット制作イメージ

- ・パンフレットを配布する主なターゲットは、市外飲食店事業者やバイヤー、市外在住者とする。それらの訴求ターゲットが実際に糸島の食材を購入したくなるように、食材の魅力が伝わる写真を使用し、シンプルかつ魅力的なデザインとすること。
- ・農産物、水産物、畜産物をバランスよく紹介し、食材の特徴だけでなく生産者の声や、食の歴史などストーリー性を重視したものとすること。食の歴史や地理的情報については市が作成した「古今 糸島の食物語^{※1}」を参照すること。(デザインは踏襲しない)
- ・首都圏や関西圏でも配布できるように糸島市の簡単な紹介やアクセス方法なども掲載すること。

※1 <https://www.city.itoshima.lg.jp/s026/050/020/b010/20191224165223.html>

5 業務内容

糸島市「食のパンフレット」を下記のとおり作成すること。**提案にあたっては、以下の条件を満たし、評価表の各項目の視点に沿って具体的に説明すること。また、提案者が作成するパンフレットがどのようなものになるのか具体的にイメージできるよう提案すること。**なお、業務の一部について、再委託を予定している場合は、提案書に記載すること。

(1) パンフレット制作	
業務内容	<ul style="list-style-type: none">・パンフレットの企画、取材、写真撮影、パンフレットの制作を行うこと。・パンフレットの内容について、糸島の食が一冊で網羅できるものとし、最終的な掲載内容は糸島市（以下「発注者」という。）と協議の上、決定すること。・パンフレットの制作にかかる取材について、現地取材を基本とし、取材対象者

	<p>については発注者と協議のうえ決定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真、イラスト等、紙面の構成に必要な資料等は受注者において入手することを基本とし、時期などの関係により入手困難な写真等がある場合は、発注者所有の写真や資料を提供する。また、食材の写真については、食材そのものの魅力が伝わるよう光源や背景などを意識して撮影し、食材の取得にかかる費用は受注者が負担することとする。 ・パンフレット制作前に、発注者へ受注者が考える見出しなどを含めたパンフレットのデザインの概要を事前に提示し、発注者の承認後に制作すること。 ・校正作業は、発注者が校了と判断するまで行うこと。 ・その他パンフレット完成までの一連の業務全般を行うこと。
パンフレット仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・糸島の食の魅力が最大限伝わるように、「見やすさ」「読みやすさ」「分かりやすさ」のクオリティが高く、併せて、下段の「(2)パンフレットの印刷・製本、納品」の内容を踏まえたデザインとすること。(字体、文字の大きさ、色調、レイアウト、イラスト、写真等) ・NHK連続テレビ小説「おむすび」の要素(ロゴ、イメージカラーなどの要素)をうまく取り込みビジュアルライズすること。
サンプル記事	<ul style="list-style-type: none"> ・上段のパンフレットの仕様を踏まえ「糸島産天然真鯛」を取り扱ったサンプルページを1ページ、提案書に添付すること。
(2)パンフレットの印刷・製本、納品	
<p>(1)で制作したパンフレットを下記の仕様のとおり印刷し、納品することとするが、本業務の目的を達成するために、よりよい仕様がある場合は提案すること。</p>	
印刷・製本	<p>【サイズ】A4判規格(210mm×297mm)</p> <p>【カラー】フルカラー</p> <p>【ページ数】16ページ(表・裏表紙2ページ含む)</p> <p>【印刷部数】2000部</p> <p>【表紙】アラベールホワイト(130kg)</p> <p>【中面】マットコート(90kg)</p> <p>【綴じ方】針金中綴じ</p>
納品	<p>【納品部数】2000部</p> <p>【納品方法】一締め50部ずつ(梱包する段ボール箱に印刷物名記載)</p> <p>【納品場所】糸島市役所(福岡県糸島市前原西1丁目1-1)</p>

6 成果品

- (1)パンフレット(2000部)を納品すること。
- (2)パンフレットのPDFデータ※2および、編集可能なAIデータを納品すること。
- (3)パンフレットの表紙についてJPGデータ(10メガピクセル以上)を納品すること。
- (4)パンフレットに係る写真のデータ(ファイル形式はJPGとし、パンフレットに使用した解像度)を関連するコンテンツごとに整理・分類の上、納品すること。

※2 PDFデータについては、HP等掲載用のA3判規格(トリムマークなし、余白なし、見開き1ページ)と印刷用のA3判規格(トリムマークあり、見開き1ページ)の2種類を納

品すること。

7 成果品の著作権等について

- (1) 成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、利用権は、発注者に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受注者において負うものとする。
- (2) 制作にあたり、使用する画像等は基本的に新規撮影を原則とし、撮影の際に必要な調整及び撮影許認可等の各種手続きは、受注者において行うこと。既存の画像を使用する場合においても手続き等は受注者において行うこと。また、肖像権や意匠権、著作権その他の権利などについて、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受注者が行うこと。
- (3) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、発注者の責に帰すべき事由による場合を除き、受注者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、発注者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

8 実績報告書の提出等

- (1) 受注者は、委託業務完了の日から 10 日以内に、実績報告書に関係書類を添えて発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務完了後、5 年間はこれを適切に保存し、発注者から提出を求められた場合には、速やかに提出しなければならない。

9 その他の要件

- (1) 本業務の実施にあたっては、発注者との調整会議を必要回数設け、本事業の実施がスムーズに行われるように調整すること。なお、スケジュールは、決定後、発注者の都合により変更する場合がある。
- (2) 本業務の実施にあたって、発注者及び関係団体と十分な連絡・調整を行い、運営すること。
- (3) 発注者との調整会議は、糸島市役所もしくは発注者が指定した場所で行うこと。
- (4) 取材対象者へは取材承諾書などにより、本人の承諾を得ること。
- (5) 取材対象者への謝礼については、受注者の負担とする。
- (6) 委託業務にかかる費用で特段記載していない費用については、すべて受注者の負担とする。
- (7) 関係団体、協力者、本業務従事者のトラブル並びに現地におけるトラブル等への対応は、原則として受注者の責任において行うこと。
- (8) 糸島市の信用を失墜する行為をしないこと。
- (9) 個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び糸島市の関係例規を遵守し、個人情報を含む資料については、適切かつ厳重に管理すること。
- (10) 関係者の事故や災害などの緊急事態が発生した場合や機器等の障害が発生した場合などにおいても、委託業務の遂行に支障をきたすことがないよう十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。
- (11) 受注者は、業務の一部を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を

明確にし、発注者である市に報告すること。また、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は「糸島市『食のパンフレット』制作業務に係る公募型プロポーザル実施要領」の「5 参加資格要件」を満たしておくこと。

10 留意事項等

- (1) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 本業務に関する内容を発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩等してはならない。
- (3) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (4) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受注者は発注者と協議を行い決定するものとする。